



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年1月11日金曜日 第2435号

## ◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	(農政課).....	6
地域森林計画の公表.....	(林業政策課).....	6
地域森林計画の変更の公表(4件).....	( " ).....	6
解除予定保安林.....	(森林整備課).....	7
保安林の指定の解除.....	( " ).....	7
漁業の免許.....	(水産課).....	7
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	7
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件).....	(都市計画課).....	7
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	8
土地改良区の定款変更の認可.....	( " ).....	8
道路の区域変更(県道松山北条線外).....	(中予地方局管理課).....	8
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	8
道路の区域変更(県道河辺小田線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	9
道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線).....	( " ).....	9
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	9

## 訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	(建築住宅課).....	9
---	--------------	---

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(県民活動推進課).....	14
-------------------------------	----------------	----

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課).....	14
--------------	-------------------	----

## 正 誤

平成24年12月18日付け第2430号愛媛県告示第1506号(土砂災害警戒区域の指定)中.....	(砂防課).....	14
平成24年12月18日付け第2430号愛媛県告示第1507号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中.....	( " ).....	14

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第8号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年1月11日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	拓海	平成22年度から平成23年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿
大洲市	下新谷等3単位区域	平成22年度から平成23年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成25年1月11日

### ○愛媛県告示第9号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、平成24年12月28日、肱川地域森林計画を立てた。

肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、平成24年12月28日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成24年12月28日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成24年12月28日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成24年12月28日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成25年 1月 1日次のように区画漁業を免許した。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊特區第21号	松山市高浜町4丁目1503番地104 高浜町漁業協同組合	平成24年7月20日付け愛媛県告示第934号のとおり	平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで
伊特區第22号	〃 〃	〃	〃
宇特區第396号	宇和島市榎形町2丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	〃	〃

○愛媛県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 平成24年12月21日から  
平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

○愛媛県告示第14号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町緑甲1226の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
八幡浜市五反田2番耕地531の4、2番耕地532の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

○愛媛県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 1月11日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地 4
"	越 智 喜 代 晴	西条市広岡410番地
"	佐 伯 正 昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	高 須 賀 功	東温市志津川630番地
"	松 田 清 太 郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地

"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
監 事	渡 部 金 一 郎	西条市丹原町志川甲1027番地
"	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地 4
"	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
"	松 田 清 太 郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	高 須 賀 功	東温市志津川630番地
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	濱 本 義 一	伊予市森236番地
監 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浮穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 1月11日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市西谷甲600番 2 から 同市西谷乙248番 3 まで	旧	メートル 21 4 ~ 62 4	キロメートル 0.017	
			新	21 4 ~ 22 9	0.017	
"	湯山北条線	松山市西谷甲600番 2 から 同市西谷乙248番 3 まで	旧	21 4 ~ 62 4	0.017	
			新	21 4 ~ 22 9	0.017	
"	長井方堀江線	松山市西谷乙248番 3 から 同市西谷甲600番 2 まで	旧	21 4 ~ 62 4	0.017	
			新	21 4 ~ 22 9	0.017	

○愛媛県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 1月11日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建(開)第40号 平成24年12月28日	伊予市宮下字大上戸544番1	東温市田窪3004番地8 メゾンフローラ101号 武 智 晋 哉

## ○愛媛県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎1559番から 同町川崎1557番まで	旧	メートル 3.7~5.8	キロメートル 0.095	
			新	6.0~16.8	0.095	

## ○愛媛県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢乙1676番4から 同市柳沢乙1676番1まで	旧	メートル 6.2~14.5	キロメートル 0.025	
			新	12.5~33.3	0.025	

## ○愛媛県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢乙1676番4から 同市柳沢乙1676番1まで	平成25年 1月11日

訓 令

## ○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令**

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
<b>別表第5（第4条関係）</b> 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第5（第4条関係）</b> 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
建築指導課	1～7 省略				建築指導課	1～7 省略				
	8 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事務	1 集約都市開発事業計画の基準適合に係る同意及び変更の同意（第10条第2項、第11条第2項）		—						
		2 低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定（第53条第1項、第55条第1項）		—						
		3 低炭素建築物新築等計画及びその変更の建築主事への通知（第54条第3項、第55条第2項）		—						
		4 報告の徴収（第56条）		—						
		5 改善命令（第57条）		—						
		6 低炭素建築物新築等計画の認定の取消し（第58条）		—						
	9 省略					8 省略				
	10 省略					9 省略				
	11 省略					10 省略				
	12 省略					11 省略				
	13 省略					12 省略				
	14 省略					13 省略				
	15 省略					14 省略				

**別表第7（第4条関係）**

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～47 省略			
	48 都市の低炭素化の促進に	1 集約都市開発事業計画の基準適合に係る同意及び変更の同意（第10条第2項、第11条第2項）		—
		2 低炭素建築物新築等計画の認定及		—

**別表第7（第4条関係）**

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～47 省略			

関する法律の施行に関する事務	び変更の認定（第53条第1項、第55条第1項）		
	3 低炭素建築物新築等計画及びその変更の建築主事への通知（第54条第3項、第55条第2項）	—	
	4 報告の徴収（第56条）	—	
	5 改善命令（第57条）	—	
	6 低炭素建築物新築等計画の認定の取消し（第58条）	—	
49	省略		
50	省略		
51	省略		
52	省略		

48	省略		
49	省略		
50	省略		
51	省略		

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から40の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から40の部まで、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の54 省略</p> <p><u>(60)の55 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「都市低炭素化法」という。）第10条第2項（都市低炭素化法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発</u></p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の54 省略</p>

事業計画の基準適合に係る同意に関すること。

(60)の56 都市低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

(60)の57 都市低炭素化法第54条第3項（都市低炭素化法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画及びその変更の建築主事への通知に関すること。

(60)の58 都市低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定に関すること。

(60)の59 都市低炭素化法第56条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(60)の60 都市低炭素化法第57条の規定に基づく改善命令に関すること。

(60)の61 都市低炭素化法第58条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の取消しに関すること。

(60)の62 省略

(60)の63 省略

(60)の64 省略

(60)の65 省略

(60)の66 省略

(60)の67 省略

(60)の68 省略

(60)の69 省略

(60)の70 省略

(60)の71 省略

(60)の72 省略

(60)の73 省略

(60)の74 省略

(60)の75 省略

(60)の76 省略

(60)の77 省略

(60)の78 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の57 省略

(13)の58 都市低炭素化法第10条第2項（都市低炭素化法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の基準適合に係る同意に関すること。

(13)の59 都市低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

(13)の60 都市低炭素化法第54条第3項（都市低炭素化法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画及びその変更の建築主事への通知に関すること。

(13)の61 都市低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定に関すること。

(13)の62 都市低炭素化法第56条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(13)の63 都市低炭素化法第57条の規定に基づく改善命令に関する

(60)の55 省略

(60)の56 省略

(60)の57 省略

(60)の58 省略

(60)の59 省略

(60)の60 省略

(60)の61 省略

(60)の62 省略

(60)の63 省略

(60)の64 省略

(60)の65 省略

(60)の66 省略

(60)の67 省略

(60)の68 省略

(60)の69 省略

(60)の70 省略

(60)の71 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の57 省略

こと。

(13)の64 都市低炭素化法第58条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の取消しに関すること。

- (13)の65 省略
- (13)の66 省略
- (13)の67 省略
- (13)の68 省略
- (13)の69 省略
- (13)の70 省略
- (13)の71 省略
- (13)の72 省略
- (13)の73 省略
- (13)の74 省略
- (13)の75 省略
- (13)の76 省略
- (13)の77 省略
- (13)の78 省略
- (13)の79 省略
- (13)の80 省略
- (13)の81 省略
- (13)の82 省略
- (13)の83 省略
- (13)の84 省略
- (13)の85 省略
- (13)の86 省略
- (13)の87 省略
- (13)の88 省略
- (13)の89 省略
- (13)の90 省略
- (13)の91 省略
- (13)の92 省略
- (13)の93 省略
- (13)の94 省略
- (13)の95 省略
- (13)の96 省略
- (13)の97 省略
- (13)の98 省略
- (13)の99 省略
- (13)の100 省略
- (13)の101 省略
- (13)の102 省略
- (13)の103 省略
- (13)の104 省略
- (13)の105 省略
- (13)の106 省略
- (13)の107 省略
- (14)～(33) 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第33号までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基

- (13)の58 省略
- (13)の59 省略
- (13)の60 省略
- (13)の61 省略
- (13)の62 省略
- (13)の63 省略
- (13)の64 省略
- (13)の65 省略
- (13)の66 省略
- (13)の67 省略
- (13)の68 省略
- (13)の69 省略
- (13)の70 省略
- (13)の71 省略
- (13)の72 省略
- (13)の73 省略
- (13)の74 省略
- (13)の75 省略
- (13)の76 省略
- (13)の77 省略
- (13)の78 省略
- (13)の79 省略
- (13)の80 省略
- (13)の81 省略
- (13)の82 省略
- (13)の83 省略
- (13)の84 省略
- (13)の85 省略
- (13)の86 省略
- (13)の87 省略
- (13)の88 省略
- (13)の89 省略
- (13)の90 省略
- (13)の91 省略
- (13)の92 省略
- (13)の93 省略
- (13)の94 省略
- (13)の95 省略
- (13)の96 省略
- (13)の97 省略
- (13)の98 省略
- (13)の99 省略
- (13)の100 省略
- (14)～(33) 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の75まで及び第14号から第33号までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基

準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第33号までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の76から第13号の100まで及び第15号から第33号までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes details for a specific NPO in Matsuyama.

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 1月11日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. Content includes details for a medical equipment purchase.

正 誤

○正 誤

平成24年12月18日付け第2430号愛媛県告示第1506号(土砂災害警戒区域の指定)中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Content shows a correction for page 1096 regarding office locations in Hamamatsu.

○正 誤

平成24年12月18日付け第2430号愛媛県告示第1507号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Content shows a correction for page 1101 regarding office locations in Hamamatsu.